**新規懇話会の委員構成について**

◎病床機能懇話会委員

　・大阪府医師会　　　　　　　　　　　　　　　１名（協議会委員）

　・大阪府病院協会　　　　　　　　　　　　　　１名（協議会委員）

　・大阪府私立病院協会　　　　　　　　　　　　２名（協議会委員）

　・大阪府公立病院協議会　　　　　　　　　　　１名（協議会委員）

　・医療保険者　　　　　　　　　　　　　　　　１名（協議会委員）

　・地元医師会　　　　　　　　　　　　各医師会１名

　・市町村（公立病院関係者を除く）は、必要に応じて保健所で判断

●オブザーバーは、保健所の判断で招聘可（固定委員としない）。ただし、公私のバランスを考慮する。

●病床転換等を行う病院の関係者に対して、説明を求めることがある。

◎在宅医療懇話会委員

　・地元医師会　　　　　　　　　　　　　　　　　各医師会１名

　・地元歯科医師会　　　　　　　　　　　　　各歯科医師会１名

　・地元薬剤師会　　　　　　　　　　　　　　　各薬剤師会１名

　・地元病院看護・訪問看護関係者（大阪府看護協会推薦）　１名（協議会委員）

　・地元精神科病院関係者（大阪精神科病院協会推薦）　　　１名（協議会委員）

　・地元病院関係者（在宅医療や在宅連携を主に行っている病院）

・地元在宅医療関係者（地域包括支援Ｃ職員など）

　・市町村　　　　　　　　　　　　　　　　　　　各市町村１名

　・地元社会福祉協議会（地元社会福祉協議会代表）　　　　１名

●オブザーバーの扱いについては、上記病床懇話会と同様

●上記（在宅）の構成については、地域の状況に応じ、委員構成等の変更を行うことがあります。